

事 務 連 絡
令和 5 年 5 月 1 日

新発田地域包括支援センター 管理者 様
介護予防通所介護相当サービス 管理者 様
介護予防訪問介護相当サービス 管理者 様
訪問型サービスA 管理者 様

新発田市高齢福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係る新発田市介護予防・日常生活支援総合事業の
臨時的な請求の取扱いの終了について

このことについて、令和5年5月1日付厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う人員基準等に関する臨時的な取扱いについて」において、令和5年5月8日以降の取扱いの変更が示されたことを踏まえ、当市における臨時的な取扱いを終了することとしたのでお知らせします。

記

1 終了する取扱い

新型コロナウイルス感染症の影響により介護予防通所介護相当サービス、介護予防訪問介護相当サービス又は訪問型サービスAを提供する事業者が休業を行った場合に、月額報酬となっているサービス費を日割とする取扱い

【関連文書（市）】

- ・令和2年5月13日付事務連絡「新柄コロナウイルス感染症に係る新発田市介護予防・日常生活総合事業の請求の取扱いについて（通知）」
- ・令和2年9月9日付事務連絡「新柄コロナウイルス感染症に係る新発田市介護予防・日常生活総合事業の請求の取扱いについて Vol. 2（通知）」

2 終了日

令和5年5月7日（日）

以上

【問合せ先】

新発田市高齢福祉課介護給付係 担当：田中
TEL：0254-28-9201 FAX：0254-21-1091